

経営者保証に関するガイドラインにかかる取組方針

平成25年12月に経営者保証ガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」の主旨や内容を踏まえ、当会では本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢を整備しております。

当会は、お客様と保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するように努めてまいります。

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人と個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている主たる債務者が資金調達を要請した場合において、以下のような要件が将来に亘って充足すると見込まれるときは、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、お客さまの意向も踏まえたくうえで検討します。

- (1) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- (2) 法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えていない。
- (3) 法人のみの資産・収益力で借金返済が可能と判断し得る。
- (4) 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- (5) 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

2. 経営者保証の契約時の対応について

- (1) お客さまとの間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する以下の内容について、丁寧かつ具体的な説明を行います。
 - ① どの部分が十分でないために保証契約が必要なのか。
 - ② どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか。
- (2) 保証金額の設定については、お客さまの各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産および収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者および保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) お客さまから既存の保証契約の解除等の申し入れを受けた場合には、経営者保証ガイドラインに則して改めて経営者保証の必要性や適切な保証契約額等の検討を真摯かつ柔軟に行うとともに、その検討結果をお客さまに対して丁寧かつ具体的に説明を行います。
- (2) 事業承継時には、前経営者が負担する保証債務を後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討を行います。また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証の保証債務の履行を請求する場合には、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案したうえで、保証履行の範囲を決定します。